

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	山梨県小菅村

小菅村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小菅村役場 源流振興課
所在地 山梨県北都留郡小菅村4698
電話番号 0428-87-00111
FAX番号 0428-87-0933
メールアドレス shinkouka@vill.kosuge.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、テン、タヌキ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～ 令和10年度
対象地域	山梨県小菅村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	ジャガイモ、サツマイモ、カボチャ、トウモロコシ	0.21ha 265千円
イノシシ	ジャガイモ、ダイコン、カボチャ	0.16ha 291千円
シカ	大豆	0.3ha 88千円
アライグマ	村内で目撃情報が寄せられている	不明
ハクビシン	キュウリ、トマト、スイートコーン 人家における生活被害 家畜（鶏）被害	0.03ha 3千円
アナグマ	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	不明
テン	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	不明
タヌキ	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	不明
ツキノワグマ	人家における生活被害 家畜（鶏）被害	不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○サル

【農業被害について】

村内全域で生息を確認している。ジャガイモ、カボチャ、トウモロコシの被害が大きい。団地的農地については、県営農地環境整備事業で電気柵の設置を進めてきたが、単独農地については、トタンや簡易電気柵での自主防除となっているため効果が薄い。

【生活被害について】

軒先にある干し柿やきのこと等が全域で被害にあっている。サルの人馴れが懸念されるため、駆逐煙火による追い払いなどを継続していく必要がある。

○イノシシ

【農業被害について】

電気柵の設置で一定の効果があるものの、設置していない畑で被害が多い。また、沢で栽培しているワサビは、直接の食害ではないが栽培地を掘り返されることで商品価値がゼロとなっている。集落付近に出没する加害個体を重点的に捕獲していく。

○シカ

【農業被害について】

沢ワサビの葉、茎が食害となっている。被害場所は小菅川沿いの支流の栽培地となっている。また、春先を中心に小規模な畑に侵入し、被害が発生している。

【林業被害について】

民有林および都府林の成木が、シカなどによって皮を剥がれる被害が引き続き発生しているとともに、下層植生や苗木の食害も発生している。

○アライグマ

村内で目撃があり、爪あとらしき痕跡も確認されたが、具体的な被害は発生していない。

○ツキノワグマ

村内で目撃があり、人家における生活被害、家畜（鶏）被害が発生している。

○その他中型獣（ハクビシン、テン、アナグマ、タヌキ）

中型獣は小さな隙間でも通ることができ、フェンス柵やネット柵の隙間から農地へ侵入し農作物被害をもたらしている。また、養鶏小屋での家畜被害なども散見されるようになり、加害個体の有害駆除を実施している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）	目標値（10年度）
サル 被害量（額）	0.21ha（265千円）	0.15ha（200千円）
イノシシ 被害量（額）	0.16ha（291千円）	0.1ha（220千円）
シカ 被害量（額）	0.3ha（88千円）	0.15ha（60千円）
アライグマ 被害量（額）	0ha（0千円）	0ha（0千円） 目撃があった場合は、速やかに捕獲を行う
ハクビシン 被害量（額）	0.03ha（3千円）	0.01ha（1千円）
アナグマ 被害量（額）	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	被害があった場合は、速やかに捕獲を行う
テン 被害量（額）	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	被害があった場合は、速やかに捕獲を行う
タヌキ 被害量（額）	農作物被害、人家における生活被害 家畜（鶏）被害	被害があった場合は、速やかに捕獲を行う
ツキノワグマ 被害量（額）	人家における生活被害 家畜（鶏）被害	目撃情報かつ被害があり そうな場合は、速やかに捕獲を行う
合計	0.7ha（647千円）	0.41ha（481千円）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・特定鳥獣管理捕獲事業による個体数調整を実施。被害対策実施隊をして、捕獲を行うとともに、狩猟	・捕獲しても残りの獣が一時的に回避し、再度出没しているため駆除の継続が必要。

	免許取得者の維持と増加のための補助事業を実施し、担い手の確保に努めている。	・高齢化等に伴い、捕獲従事者の確保が困難になっている。 ・クマ用わなが不足している。
防護柵の設置等に関する取組	・個人への電気柵資材の助成 簡易電気柵の導入に助成を実施している。 ・面的広がりのある農地は、県の補助事業や村単事業で電気柵を設置している。	・農家の高齢化により、電気柵の維持管理が困難になっている。 ・単独で立地している農地に被害が集中している。 ・周辺の耕作放棄地が誘引地となっているため、耕作放棄地対策との連携が必要である。
生息環境管理その他の取組	・サルのテレメトリ調査 行動領域調査を実施し、防除や捕獲に資する特性を分析する。 ・動物駆逐用煙火の無料配布 追い払い用の動物駆逐用煙火の村民への無料配布と、講習に係る費用を全額村負担としている。 ・ツキノワグマの注意喚起 猟友会でのパトロールを実施し、防災無線による注意喚起を実施している。	・高額な動物位置情報システムの導入が難しい。 ・慢性的な人員不足。 ・地区によってはサルの動物駆逐用煙火になれてきており、追い払いの効果が薄くなっている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

既に設置してある電気柵が有効に機能するよう各地域に維持管理する組織を見直し、管理の徹底を図る。捕獲については、鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲を推進するとともに、平成29年度に運営が開始されたジビエ処理施設を活用し、捕獲個体の有効活用を図っていく。

また、個体群の移動などを把握するため、テレメトリ調査やライトセンサ調査を継続していく。担い手の確保については、狩猟免許等の取得に対する補助金を継続していく。

サルの被害が拡大しているため、テレメトリ調査を実施していくとともに、一

般住民へ駆逐煙火による追い払い技能を習得してもらい、全域で追い払いを行う。
ツキノワグマについては、今後被害拡大が懸念されるためクマ用わなを追加購入し、捕獲体制の強化を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊員の対象鳥獣捕獲員の取り組みを継続する。実施隊員は、①源流振興課長及び村の職員のうちから村長が指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者(非常勤職員)のうちから村長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから村長が指名または任命する。実施隊にあっては、実施隊の業務を統括する隊長(源流振興課長)と副隊長が置かれ、出動に当たっては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。

また平成29年度に運営が開始されたジビエ加工処理施設の運営に携わる者は、わな免許を取得しており、捕獲にも取り組んでいく。

その他、被害の激しいサルについては、上記の者がわな捕獲のかたわらテレメトリ調査や追い払いを実施し、被害の軽減に努める。関係機関が連携し、捕獲活動が効果的に実施できる方策等の検討を行う。また各地域に設置してある電気柵が有効に機能するよう助言等をする。

アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画で本村が要注意地域に指定されており、今後侵入・定着の可能性がある地域として位置づけられている。現在、アライグマの被害情報は無いが、繁殖力が強いため、わな免許保有者やアライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者の養成に努め、箱わなによる捕獲体制を整備し、完全防除を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10 年度	サル・イノ シシ・シカ ・アライ グマ・ハク ビシン・ア ナグマ・テ ン・タヌキ ・ツキノ ワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査の推進と捕獲体制の連携促進 ・罠いわなによるサルの群れ単位での捕獲 ・シカの効率的な捕獲の手法検証 ・シカ等の捕獲個体の有効活用 ・捕獲との兼業の取り組みを推進 ・中型獣捕獲用の箱わなの購入 ・箱わなの村民への貸し出し

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方									
近年の捕獲実績									
	令和5年			令和6年度			令和7年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
サル	20	14	34	30	20	50	30	7	37
イノシシ	0	10	10	0	15	15	0	15	15
シカ	0	80	80	0	80	80	0	110	110
アライグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
ハクビシン	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
アナグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
テン	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
タヌキ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
ツキノワグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
今後の捕獲計画									
	令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計

サル	30	10	40	30	10	40	30	10	40
イノシシ	0	15	15	0	15	15	0	15	15
シカ	0	110	110	0	110	110	0	110	110
アライグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
ハクビシン	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
アナグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
テン	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
タヌキ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—
ツキノワグマ	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—	その都度捕獲	—	—

サルについては、山梨県特定鳥獣（サル）保護管理計画による被害レベルは3～4の間であるため、加害個体を中心とした捕獲を行う（全個体数を捕獲しても、他の群れが進出する。）また、大型囲いわなによる捕獲が農作物被害軽減に一定の効果を発揮しているため、特に被害が大きい地域に関しては当該わなの設置と捕獲を継続して実施する。

イノシシは、山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を参考に耕作地周辺の生息数を極小化することを目標とする。近年の捕獲数の上位の数付近に設定した。なお、捕獲については、里山に生息するイノシシを捕獲する。

シカは、山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画、村独自の生息予測（平均値476頭）を参考に個体数の増加を防ぐことを目標に設定した。なお、捕獲実施にあたっては、メスジカを中心に行う。また、推定生息個体数は、餌等の環境条件により生息域を替えることがあるので、適宜見直す必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>捕獲は、鳥獣保護法第9条第1項に基づく個体数調整のための管理捕獲として、通年で実施する。</p> <p>捕獲手段は、銃器とわな猟を併用し行うが、銃器については、事故防止のため、落ち葉の期間で主に実施、わな猟は被害の実態を考慮し年間を通じた捕獲を行う。捕獲場所は村全域とするが、わな猟は捕獲効果の高い場所を選定しわなを設置する。</p> <p>特に農作物被害が大きいサルに関しては、囲いわなによる有害鳥獣捕獲の強化を</p>

図っていく。

近年出没や被害が増加しているツキノワグマ・中型獣（アライグマ・ハクビシン・アナグマ・テン・タヌキ）に関しては、被害状況を正確に把握するとともに速やかに加害個体の有害鳥獣捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃を使用することで遠射が可能となり捕獲率の向上が見込める。なお、事故防止のため落ち葉の期間を実施期間とし、村全域を捕獲場所とする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小菅村	アライグマ、ハクビシン、アナグマ、テン、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8 年度	9 年度	10 年度
サル	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m
イノシシ	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m
シカ	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m	侵入防止柵 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
サル	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で 実施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施
イノシシ	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で 実施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施
シカ	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で 実施	草刈り・ツル切り・ 穀物除去等通年で実 施

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10 年度	サル イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の管理 ・ 追い払いの活動を推進 ・ 回覧等を通じ、収穫残渣処理、未収穫作物の適正管理の周知徹底を図る。 ・ 柿等の放任果樹を収穫する取り組みを推進

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

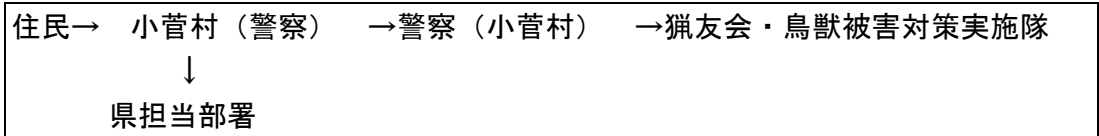
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小菅村	情報収集、住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲等動向
警察	現地での指示
猟友会	追い払い、捕獲実施
鳥獣被害対策実施	捕獲実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合

は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、捕獲現場等で猟友会員または鳥獣被害対策実施隊が埋却処理する。なお、アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲し、焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	村内の道の駅での加工肉の販売や旅館・飲食店等に卸売りしている。また、ジビエ処理施設で活動する村内事業者直営の飲食店にてジビエ料理の提供も行っている。本村では地産地消を軸に、引き続き村内利用の販売促進に取り組んでいく。
ペットフード	食用として利用できないジビエ肉の部位を犬・猫用のおやつとして商品開発を行った。現在は「鹿肉ジャーキー」として、道の駅での販売を行っている。
皮革	活動当初より皮の利用に取り組んでいるが、一部にとどまっている。原因としては、シカ皮をなめす技術を持つ業者が少ないため、費用が高く、結果として革製品もかなり高価なものとなり、需要は伸び悩んでいる。なめし費用に対する補助があれば、利用を促進できる。シカの皮や角の利用に特化した技術者の育成・派遣等の活用も検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	角は1つ1つ形が異なる上、個々の価値観に委ねられる部分が大きく、適正な価格を付けることが難しいが、加工品の製作等形にこだわらない活用方法を見出しつつ利用している。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

【ジビエ解体処理施設の取組状況と】

1 目的

小菅村では、シカ、イノシシの被害対策として年間を通し捕獲を推進している。しかし、食肉として利用されるのはわずかであったことから、「命あつた動物を最大限に有効活用することが大切である」と考え、小菅村ジビエ解体処理施設において活動を開始し、ジビエを小菅村の新たな特産品とすることを目指している。

2 処理工程

(1) 概要

厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の策定に伴い見直された山梨県「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、イノシシ）」を遵守し、独自の衛生管理基準に基づいた処理を行い、高品質の食肉の生産に努めている。

(2) 搬入

当初の設定として、設置機器等の関係からわな猟にて捕獲された個体のみを受け入れることを基本とした。搬入された個体には、受け入れごとに番号を振り、トレーサビリティを実施。

(3) 剥皮

リフターを用い、スムーズに衛生的に行う。皮は革製品の原材料として利用するため、刃物の傷がつかないように作業している。

(4) 洗浄・殺菌

衛生管理基準に基づき、清水による必要最小限のアルコール消毒の実施をする。

(5) 保管管理

脱骨した精肉は、速やかに真空パックし、フリーザーにて保管管理する。

3 販売

村内の道の駅での加工肉の販売や宿泊施設・飲食店等に卸売りしている。

4 稼働状況（年間処理能力100頭）

区分		4年度	5年度	6年度
処理頭数	シカ	24頭	29頭	37頭
	イノシシ	3頭	2頭	14頭
稼働率（%）		27%	31%	51%

5 課題

近年、捕獲頭数の増加が進む一方で、既存の加工施設の処理能力が不足しており、十分に対応できない状況にある。特に、衛生基準等に適合した施設が限られて

いることから、捕獲個体の円滑な商品化や販路拡大の妨げとなっている。また、捕獲後の搬入距離が長いことや処理能力の不足により、一部の個体が有効活用されないまま廃棄されている。さらに人材育成に取り組んできたものの、育成した人材の受け皿となる安定した就業拠点が不足しているため、定着や自立に至らない事例も見受けられる。加えて、既存設備は年間処理可能頭数100頭の体制を有しているものの、主要機材等が耐用年数を超過しており、今後十分に対応できない状況となっている。

6 新規施設整備に向けて

年間捕獲頭数

区分		5年度	6年度	7年度
捕獲頭数	シカ	26頭	63頭	101頭
	イノシシ	7頭	24頭	10頭

※7年度は1月末現在

小菅村、丹波山村、大月、上野原にて捕獲したニホンジカを処理加工施設へ搬入する予定であり、年々増加傾向にある捕獲頭数実績のうち、約7割を年間処理計画頭数とする。

運営体制については、指定管理者制度により管理運営を委託する予定。

国産ジビエ認証及びやまなしジビエ認証の取得を目指し、一般社団法人日本ジビエ振興協会とアドバイザー業務委託を行い、トレーサビリティシステム導入も予定している。また、施設の供用開始をするにあたり、保健所と協議を進めていく予定。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ加工処理施設の見学を含めた「狩猟体験ツアー」を毎年実施し、需要喚起を行っている。ジビエ解体処理できる人材が少ないので、処理頭数を安定させるためには引き続き人材の育成が必要である。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小菅村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小菅村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括 ・ 被害状況等の取りまとめ ・ 協議会事務局

小菅村猟友会	・ 有害捕獲の従事者 ・ 生息状況等の情報提供
小菅村農業委員会	・ 農業者からの意見集約
鳥獣保護員	・ 専門的立場からの助言
北都留森林組合	・ 獣の生息域、被害情報提供
鳥獣害防止技術指導員	・ 被害防止のための助言を行う
小菅村鳥獣被害対策実施隊	・ 鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること
富士・東部農務事務所	・ 農業分野に関する技術的助言
富士・東部林務環境事務所	・ 林業分野に関する技術的助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富士山化学研究所	オブザーバーとして生態等の報告
総合農業技術センター	オブザーバー
多摩川源流大学	オブザーバー
合同会社甲斐けもの社中	オブザーバーとして情報提供、調査協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は村長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。実施隊員は、①源流振興課長及び村の職員のうちから村長が指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者（非常勤職員）のうちから村長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから、村長が指名又は任命する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。